

表面処理技術から
未来を創造する



第60回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時	2020年6月25日(木曜日) 午前10時 (受付開始は午前9時30分)
開催場所	東京都台東区東上野四丁目8番1号 TIXTOWER UENO 16階 当社本店会議室
決議事項	第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件

議決権行使返送期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時30分まで



Provided by TAKARA Printing



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/4975/>



代表取締役会長兼CEO 小澤 恵二
代表取締役社長兼COO 木村 昌志

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は2019年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画をスタートさせ、今年度(2021年3月期)はその最終年度になります。計画を推進するにあたって、持続的な成長を実現するための具体的な基本方針を明確化し、目標達成に向けて着実に実行してまいりました。例えば、薬品事業の競争力強化、海外市場の成長推進、次世代技術開発、装置事業の新挑戦、CSRからESG経営への意識改革など、コア事業の強みを基盤とした安定的な成長を維持した上で、国際社会の一員として社会的評価を意識した経営を目指しております。

しかし2020年3月期は、米中貿易摩擦に端を發した相互の関税強化により中国経済に減速感が広がり、その影響が韓国や台湾に波及したことにより自動車産業やスマートフォン市場が低迷し、上半期は非常に

厳しいスタートとなりました。その後売上高は回復基調が明確になってきたものの、前半の落ち込みを挽回するまでには至りませんでした。その結果、営業収益、営業利益とも減収減益となりました。

2021年3月期は3カ年計画を何としても目標を達成すべく社員一丸となっているところではありますが、昨年末から突如世界中に広まった新型コロナウイルスの影響があまりに大きく、感染拡大の鎮静化やその後の経済回復の見通しが立ちません。幸い当社の経営体制に被害はなく、世界経済の早期正常化に期待し顧客の稼働再開に備えて態勢を整えているところです。

今後につきましては、中国湖北省の新工場の稼働開始も目途が立ってきたことに加え、5Gの普及も力強さが出てきました。自動車工場の稼働再開目処も報道されるようになりました。感染終息後は世界各国が超大型の経済対策を表明しており、目覚ましい回復基調になることでしょう。当社といたしましても一周遅れにはなりますが、2022年3月期に3カ年計画の売上目標の達成を目指し、更なる成長のスタート台にしたいと思っております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第60回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
〔株主総会参考書類〕	
第1号議案 取締役9名選任の件	4
第2号議案 監査役1名選任の件	13
〔提供書面〕	
事業報告	14
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告書	50

証券コード4975
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都台東区東上野四丁目8番1号

株式会社 JCU

代表取締役会長兼CEO 小澤 恵 二

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
 2. 場 所 東京都台東区東上野四丁目8番1号
TIXTOWER UENO 16階 当社本店会議室
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」および「株主資本等変動計算書」ならびに「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.jcu-i.com/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載していません。従って、後記の連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.jcu-i.com/>)に掲載させていただきます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を推奨申し上げます。また、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
なお、感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使していただく場合

■ 郵送による議決権行使のお手続きについて



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、下記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限 ▶ 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

■ インターネットによる議決権行使



インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) をパソコン、スマートフォンまたはタブレットを用いてご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、スマートフォン以外の携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

行使期限 ▶ 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

インターネットによる 議決権行使に関するお問合せ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524 受付時間 9:00~21:00（土・日・休日を除く）

スマートフォンでの議決権行使は 「スマート行使」をご利用ください



ネットで招集から「スマート行使」へ簡単アクセス！



「スマート行使」をスムーズにご利用いただけるよう、カメラボタンを設置。QRコードを撮影いただけます。

▶ ネットで招集は右記のQRコードからご覧いただけます



株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付へご提出ください。

**株主総会
開催日時** ▶ 2020年6月25日（木曜日）午前10時
(午前9時30分より受付開始)

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再任	おざわ けいじ 小澤 惠二	代表取締役会長兼CEO 指名諮問委員会 委員	100% (17回/17回)
2	再任	きむら まさし 木村 昌志	代表取締役社長兼COO	100% (17回/17回)
3	再任	たにの るい 谷野 塁	専務取締役 専務執行役員	100% (17回/17回)
4	再任	おおもり あきひさ 大森 晃久	常務取締役 常務執行役員	100% (17回/17回)
5	再任	あらた たかのり 新 隆徳	常務取締役 常務執行役員	100% (17回/17回)
6	再任	まつもと じゅんいち 松本 順一	取締役 常務執行役員	100% (17回/17回)
7	再任	いけがわ ひろふみ 池側 浩文	取締役 常務執行役員	100% (17回/17回)
8	再任	たかなか まさひこ 高中 正彦	社外 独立 社外取締役 指名諮問委員会委員長	88% (15回/17回)
9	再任	しげた あつし 重田 敦史	社外 独立 社外取締役 指名諮問委員会委員長代行	100% (13回/13回)

候補者
番号

1

おざわ けいじ
小澤 恵二

(1950年10月11日生)

所有する当社の株式の数

97,182株

再任

略歴、地位および担当

1974年 4月 当社入社
 1999年 4月 大阪支店長
 2002年 1月 営業推進統括部長
 2004年 9月 執行役員経営企画室長
 2007年 6月 取締役常務執行役員管理本部長
 2008年 6月 専務取締役専務執行役員管理本部長
 2009年 6月 取締役副社長管理本部長
 2010年 6月 代表取締役社長兼COO
 2014年 6月 代表取締役副会長
 2016年 2月 代表取締役会長兼CEO（現任）

重要な兼職の状況

JCU（上海）貿易有限公司 董事長
 台湾JCU股份有限公司 董事長
 JCU KOREA CORPORATION 代表理事
 JCU（深圳）貿易有限公司 董事長
 櫻麓泉（上海）国際貿易有限公司 董事長
 JCU表面技術（湖北）有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

小澤恵二氏は、営業および管理部門の要職を歴任し、2009年には副社長、2010年には代表取締役社長兼COOに昇任、2016年2月には代表取締役会長兼CEOに就任いたしました。経営者としての豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

きむら まさし
木村 昌志

(1958年2月9日生)

所有する当社の株式の数

9,696株

再任

略歴、地位および担当

- 1980年4月 株式会社荏原電産入社
- 2004年4月 同社プリント回路薬品事業部長
- 2010年4月 当社入社 DENSAN統括部長
- 2010年8月 JCU(THAILAND)CO.,LTD.副社長
- 2013年6月 執行役員
- 2016年4月 執行役員経営戦略室長
- 2016年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長
- 2017年6月 専務取締役専務執行役員経営戦略室長
- 2018年2月 専務取締役専務執行役員経営戦略室長兼管理本部長
- 2018年4月 代表取締役社長兼COO兼経営戦略室長
- 2019年4月 代表取締役社長兼COO (現任)

重要な兼職の状況

- JCU (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長
- JCU VIETNAM CORPORATION代表取締役社長
- PT. JCU Indonesia取締役社長
- JCU CHEMICALS INDIA PVT.LTD.取締役社長

取締役候補者とした理由

木村昌志氏は、中期経営計画 (Next 50 Innovation) のスタートに合わせ、執行体制を一新するため2018年4月に代表取締役社長兼COOに就任いたしました。中期経営計画を策定する作業をリードし、指導力・創造力・経営能力を持ち、豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

たにの
谷野るい
塁

(1957年10月2日生)

所有する当社の株式の数

13,042株

再任

略歴、地位および担当

- 1982年4月 富士機工電子株式会社入社
- 1999年6月 同社業務執行役員基板営業本部長
- 2009年1月 当社入社 新事業推進統括部長
- 2010年3月 新事業営業推進部長
- 2012年6月 新規事業本部副本部長
- 2014年4月 執行役員新規事業本部副本部長
- 2016年6月 取締役常務執行役員営業本部副本部長
- 2017年6月 常務取締役常務執行役員営業本部副本部長
- 2018年4月 専務取締役専務執行役員営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

谷野塁氏は、当社の新規事業活動において中心的な役割を果たし、経営多角化に貢献してまいりました。豊富な営業経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

おおもり
大森あきひさ
晃久

(1965年10月2日生)

所有する当社の株式の数

9,288株

再任

略歴、地位および担当

- 1990年1月 当社入社
- 2010年4月 大阪支店長
- 2012年6月 経営戦略室長
- 2014年4月 常務執行役員経営戦略室長
- 2014年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長
- 2015年4月 JCU INTERNATIONAL,INC.社長（現任）
- 2016年6月 常務取締役常務執行役員
- 2019年4月 常務取締役常務執行役員総合研究所長（現任）

重要な兼職の状況

JCU INTERNATIONAL,INC.社長

取締役候補者とした理由

大森晃久氏は、営業部門の要職を歴任し、当社子会社であるJCU INTERNATIONAL,INC.社長を務めるなど、豊富な営業経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

あらた
新

たかのり
隆徳

(1967年5月13日生)

所有する当社の株式の数

7,520株

再任

略歴、地位および担当

2006年9月 当社入社
2009年6月 管理本部経理部長
2014年4月 常務執行役員管理本部長
2014年6月 取締役常務執行役員管理本部長
2015年4月 取締役常務執行役員薬品事業本部副本部長
2016年4月 取締役常務執行役員営業本部副本部長
2016年6月 常務取締役常務執行役員営業本部副本部長（現任）

取締役候補者とした理由

新隆徳氏は、当社において経理部長、管理本部長を歴任し管理部門業務に精通しております。また、国際経験も豊富なことから、現在は営業本部において国内および海外における営業管理を統括しております。これら豊富な経験と経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

まつもと
松本

じゅんいち
順一

(1960年10月30日生)

所有する当社の株式の数

25,727株

再任

略歴、地位および担当

1989年9月 当社入社
2007年4月 戦略マーケティング部長
2011年4月 海外事業本部海外事業企画部長
2012年6月 薬品事業本部海外事業推進部長
2014年4月 執行役員生産本部長
2016年6月 取締役常務執行役員生産本部長
2018年6月 取締役常務執行役員総合研究所長
2019年4月 取締役常務執行役員営業本部副本部長（現任）

取締役候補者とした理由

松本順一氏は、当社において主に営業およびマーケティング部門を牽引し、取締役就任後も生産本部長、総合研究所長を歴任してまいりました。これら豊富な経験と経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

いけがわ
池側ひろふみ
浩文

(1965年7月29日生)

所有する当社の株式の数

937株

再任

略歴、地位および担当

1984年 8 月 富士機工電子株式会社入社
 2004年 6 月 同社取締役管理本部長
 2008年 6 月 同社常務取締役管理本部長
 2009年 6 月 同社代表取締役社長
 2010年 6 月 株式会社キョウデン取締役
 2013年 11月 当社入社 大阪支店長
 2015年 1 月 台湾JCU股份有限公司総経理
 2016年 4 月 執行役員
 2018年 4 月 執行役員管理本部長
 2019年 6 月 取締役常務執行役員管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

池側浩文氏は、当社入社後大阪支店長、台湾JCU股份有限公司総経理を歴任し、2018年4月より管理本部長に就任しております。管理部門業務に精通し、国際経験も豊かであることに加え、当社入社以前にも取締役を務めた経験があるなど、経営全般に関する豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号

8

たかなか

高中

まさひこ

正彦

(1951年8月6日生)

所有する当社の株式の数

再任

略歴、地位および担当

1976年10月 司法試験合格
1979年4月 弁護士登録（現任）
2005年6月 当社監査役
2014年4月 東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長
2015年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

高中法律事務所所長
T&Dアセットマネジメント株式会社社外取締役
一般社団法人日本法律家協会副会長

社外取締役候補者とした理由

高中正彦氏は、弁護士として企業法務に精通し、高い専門知識と知見を有しております。

この知識と知見により、事業再編時における早期のリスク発見、従業員の労務問題、取引先との契約に付随するリスクの発見、知的財産権問題への対応など、当社の業務執行に関するモニタリングを通じた確かな助言をしていること、また、経営的な視点から中期経営計画の策定段階より、グローバルビジネスにおける課題、マーケットの状況把握・他地域でのビジネス可能性探求の必要性に関する提言を行うとともに、執行段階における問題点の発見、解決策の助言をしております。

一方、指名諮問委員会の委員長として、取締役選任基本方針の策定、および取締役・執行役員一人ひとりの評価をふまえた代表取締役・取締役の選任等についての答申案の取りまとめを行い、弁護士という立場から経営に対して的確に、かつ厳しく提言を行っております。

なお、これまで同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により引き続き当社の社外取締役候補者として適任者であると判断しております。

候補者
番号

9

しげた あつし
重田 敦史

(1957年3月31日生)

所有する当社の株式の数

再任

略歴、地位および担当

- 1979年4月 株式会社富士銀行（現 みずほ銀行） 入行
- 2006年3月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 みずほ銀行） 執行役員営業第七部長
- 2008年4月 同行常務執行役員
- 2010年5月 株式会社東武百貨店専務取締役
- 2011年5月 同社代表取締役専務
- 2013年4月 同社代表取締役社長
- 2015年6月 株式会社東武ホテルマネジメント代表取締役社長（現任）
- 2017年6月 当社監査役
- 2018年4月 仙台国際ホテル株式会社代表取締役社長（現任）
- 2019年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社東武ホテルマネジメント代表取締役社長
仙台国際ホテル株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

重田敦史氏は、事業会社における経営トップとしての豊富な経験と実績を有すること、また銀行在職時には、国内において、当社の属する化学業界はもとより食品、水産、医薬、鉄鋼、非鉄金属、セメント、紙パルプ、陸・海・空運他の企業を担当し、事業会社の経営課題解決のため、アジアを中心とした海外進出、M&Aをはじめ数多くの助言・支援をしてきていること、さらに海外においては、欧州、アフリカ、中東、CIS諸国、北米、南米におけるコーポレート、ソブリン（国家）、プロジェクト、MBO等の様々なファイナンスの審査を担当し、グローバルビジネスにおけるリスクマネジメントを手掛けていることから、ステークホルダー目線でのコーポレートガバナンスに関する事項や新規事業推進における助言、海外進出におけるカントリーリスク、人事制度の在り方や年金制度、働き方改革など当社に有益な助言を行っております。

一方、指名諮問委員会の委員長代行として、委員長とともに取締役・執行役員一人ひとりの評価をふまえた代表取締役・取締役の選任等についての答申案の策定を経営者の立場で行っていることから、引き続き当社の社外取締役候補者として適任者であると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高中正彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、5年であります。なお、同氏は2005年6月から2014年6月まで当社の社外監査役でありました。
3. 重田敦史氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、1年であります。なお、同氏は2017年6月から2019年6月まで当社の社外監査役でありました。
4. 当社は、高中正彦氏および重田敦史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。
5. 当社と高中正彦氏および重田敦史氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。社外取締役候補者である両氏の再任が承認された場合には、当社との間で引き続き当該責任限定契約を継続する予定です。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中澤隆司氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なかざわ 中澤	たかし 隆司	(1951年2月8日生)	所有する当社の株式の数 52,000株	再任
-------------------	------------------	--------------	------------------------	-----------

略歴および地位

1974年4月 当社入社
 1999年4月 名古屋支店長
 2003年4月 営業本部副本部長
 2004年9月 執行役員営業本部副本部長
 2007年6月 取締役執行役員薬品営業本部長
 2008年6月 取締役常務執行役員薬品営業本部長
 2010年6月 常務取締役常務執行役員国内営業本部長
 2012年6月 常務取締役常務執行役員調達本部長
 2014年6月 当社顧問
 2016年6月 当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

中澤隆司氏は、当社において名古屋支店長、薬品営業本部長、調達本部長を歴任し、豊富な業務経験および経営全般に関する知見を有しております。

監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適切な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しているため、客観的な見地からグループ全体の経営に対し適切な監督を遂行できると判断し、引き続き監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社と中澤隆司氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。監査役候補者である同氏の再任が承認された場合には、当社との間で引き続き当該責任限定契約を継続する予定です。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内経済は、消費税増税による個人消費への影響も少なく、緩やかな景気回復基調が続きましたが、製造業においては米中関係の悪化が長引いたことで外需が減少し、企業決算の下方修正が相次ぎました。

海外では、長期化する米中貿易摩擦により中国の生産が鈍化し、周辺アジア諸国へのシフトが加速しました。英国のEU離脱問題など、海外政治情勢の不安定な状態が継続していることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う企業活動の停滞による経済の減速懸念など、不透明な状況が継続しており、今後の推移を注視していく必要があります。

当社グループを取り巻く事業環境は、米中貿易摩擦に端を発した相互の関税強化により中国経済の減速感が広がり、その影響が韓国や台湾に波及したことにより、自動車産業やスマートフォン市場が低迷し、上半期は当社にとって非常に厳しいスタートとなりました。下半期は回復したものの、通期の売上高は、上半期の落ち込みを挽回するまでには至りませんでした。

なお、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症拡大の影響は概ねございませんでした。

その結果、当社グループの売上高は223億19百万円（前連結会計年度比10.2%減）、営業利益は62億97百万円（同11.0%減）、経常利益は62億40百万円（同13.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は44億16百万円（同11.0%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

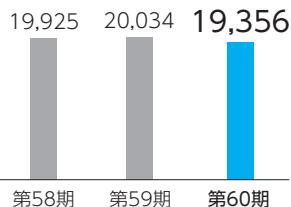
薬品事業

主要な 事業内容

国内・海外市場における表面処理薬品および関連資材の製造・販売

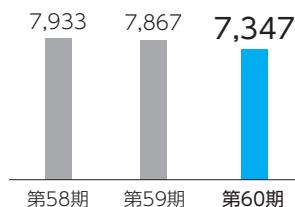
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



当社薬品が使用される
自動車部品



当社薬品が使用される
電子デバイス

電子分野におきましては、中国では5G（第5世代移動通信システム）の基地局に使用されるアンテナ用基板の需要が増加したこと、台湾ではスマートフォン新旧機種ともに出荷量が増加したことにより、それぞれ堅調に推移しました。韓国では半導体市場が回復傾向にあったものの、在庫調整の継続および一部のお客様がHDI（高密度配線）基板事業を撤退したことにより、軟調に推移しました。

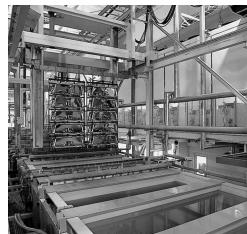
装飾分野におきましては、国内では上半期に自動車新車種発売があり底堅く推移しましたが、下半期で落ち込みが大きく通期で軟調に推移しました。中国では米中貿易摩擦、環境規制の厳格化などの影響を受け、自動車の販売台数、生産稼働が鈍化したものの、営業拡販努力により堅調に推移しました。

その結果、薬品事業の売上高は193億56百万円（前連結会計年度比3.4%減）、セグメント利益は73億47百万円（同6.6%減）となりました。

装置事業

主要な事業内容

国内・海外市場における表面処理装置、プラズマ技術を利用したプリント配線板洗浄装置、太陽光発電装置の製造・販売、太陽光発電による売電等



全自動表面処理装置



ロール to ロール式無電解めっき装置

装置事業におきましては、自動車部品向けの投資需要が一段落し、大型案件が減少したことで、売上高は大幅に減少しました。

その結果、売上高は29億36百万円（前連結会計年度比38.8%減）、セグメント損失は8百万円（前連結会計年度はセグメント利益209百万円）となりました。新規受注に関しましては、受注高は28億40百万円（前連結会計年度比32.8%増）、受注残高は12億12百万円（同3.7%減）となりました。

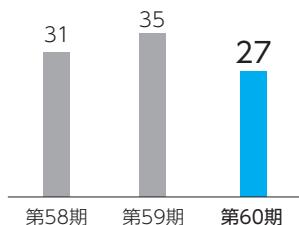
その他

主要な 事業内容

スパッタリング技術によるカラーリング加工、飲料水およびワイン等

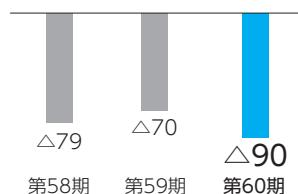
■ 売上高

(単位：百万円)



■ 営業利益

(単位：百万円)



そらぶちファーム ブドウ畑



そらぶちファーム ブドウ苗木

その他におきましては、売上高27百万円（前連結会計年度比23.4%減）となり、セグメント損失は90百万円（前連結会計年度はセグメント損失70百万円）となりました。

(注) セグメント利益は、営業利益ベースの数値であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,824,605千円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に取得した主な設備

JCU表面技術（湖北）有限公司 工場・テクニカルセンターの建設	1,560,192千円
当社 新潟工場 生産設備の改修	20,410千円
当社 総合研究所 実験設備、測定機器の取得	13,940千円

③ 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

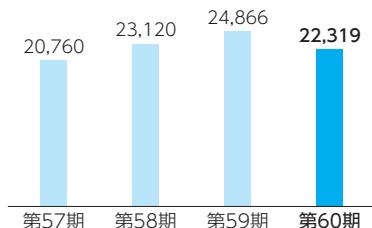
区 分	第 57 期 (2017年 3 月期)	第 58 期 (2018年 3 月期)	第 59 期 (2019年 3 月期)	第 60 期 (当連結会計年度 (2020年 3 月期))
売 上 高 (千円)	20,760,609	23,120,222	24,866,260	22,319,828
経 常 利 益 (千円)	5,502,127	6,972,320	7,192,790	6,240,685
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	4,124,845	4,906,132	4,963,594	4,416,010
1 株当たり当期純利益 (円)	147.55	176.31	178.55	163.97
総 資 産 (千円)	26,095,388	32,230,943	32,174,282	33,039,673
純 資 産 (千円)	18,457,140	22,996,079	24,483,136	25,327,281
1 株当たり純資産額 (円)	661.11	823.71	895.98	953.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 2017年4月1日付および2018年4月1日付で、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を、第59期の期首から適用しており、第58期に係る金額については当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

<ご参考>

■ 売上高

(単位：百万円)



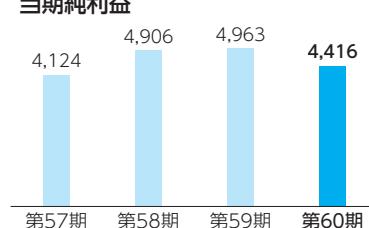
■ 経常利益

(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：百万円)



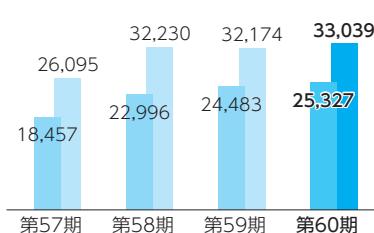
○ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



■ 純資産 / 総資産

(単位：百万円)



○ 1株当たり純資産額

(単位：円)

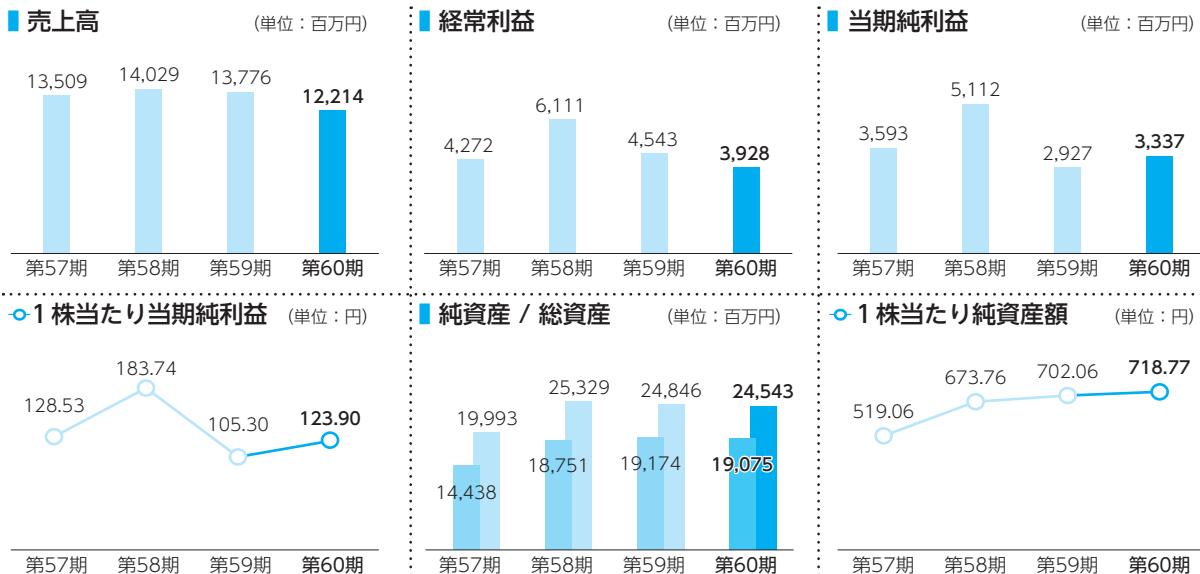


② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 57 期 (2017年 3 月期)	第 58 期 (2018年 3 月期)	第 59 期 (2019年 3 月期)	第 60 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
売 上 高 (千円)	13,509,996	14,029,287	13,776,599	12,214,811
経 常 利 益 (千円)	4,272,549	6,111,154	4,543,729	3,928,590
当 期 純 利 益 (千円)	3,593,183	5,112,948	2,927,455	3,337,030
1 株当たり当期純利益 (円)	128.53	183.74	105.30	123.90
総 資 産 (千円)	19,993,485	25,329,801	24,846,272	24,543,529
純 資 産 (千円)	14,438,815	18,751,905	19,174,411	19,075,142
1 株当たり純資産額 (円)	519.06	673.76	702.06	718.77

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 2017年4月1日付および2018年4月1日付で、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第57期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を、第59期の期首から適用しており、第58期に係る金額については当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

<ご参考>



(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
JCU(上海)貿易有限公司	5,900 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の販売
JCU(THAILAND) CO.,LTD.	105,000 千タイバーツ	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
台湾JCU股份有限公司	56,000 千台湾ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU VIETNAM CORPORATION	3,900 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU KOREA CORPORATION	6,303,600 千ウォン	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU(深圳)貿易有限公司	1,333 千米ドル	100.0% (25.0%)	表面処理用薬品・装置の販売
PT. JCU Indonesia	1,200 千米ドル	100.0% (5.0%)	表面処理用薬品・装置の販売
JCU科技(深圳)有限公司	25,000 千人民元	100.0% (100.0%)	スパッタリング装置によるカラーリング加工請負
JCU AMERICA, S.A. DE C.V.	50,000 千メキシコペソ	96.7%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU INTERNATIONAL, INC.	8,000 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の開発製造販売
JCU CHEMICALS INDIA PVT.LTD.	200,000 千インドルピー	100.0% (0.0%)	表面処理用薬品・装置の製造販売
櫻麓泉(上海)国際貿易有限公司	2,000 千人民元	100.0% (15.0%)	飲料水・ワインの販売
JCU表面技術(湖北)有限公司	180,000 千人民元	100.0%	表面処理薬品の製造、販売および分析等技術サービスの提供
株式会社そらぶちファーム	300,000 千円	100.0%	ワインの製造販売

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 当社の出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. JCU科技(深圳)有限公司については2020年4月17日に解散決議を取締役会にて行いました。

なお、上記②に記載した重要な子会社を含め連結子会社は15社であり、持分法適用会社は1社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、電子分野の主力製品であるプリント配線板用薬品は、5G（第5世代移動通信システム）の普及に伴い、スマートフォン向けに加え、基地局のアンテナ、タブレットなど5Gに対応するその他の高機能電子デバイス向けにも需要が拡大することが予想されます。一方、装飾分野の自動車部品用薬品は、米中貿易摩擦の長期化による自動車販売不振が影響し、今後も横ばい基調で推移するものと予想されます。

このような状況を踏まえ、2021年3月期が最終年度となる中期経営計画「Next 50 Innovation」（2019年3月期～2021年3月期）の目標達成に向けて、以下の取り組みを推進してまいります。

① 薬品事業の競争力強化

プリント配線板向け薬品および自動車部品向け薬品等の海外拡販を進めてきた結果、海外の売上比率が7割を超えるまで成長を遂げました。それに伴い、現地で日本国内と同等の技術サポートの要望がこれまで以上に高くなっており、これらに適切に対処することが海外での拡販において重要な鍵となります。この一環として、2019年11月に完成した中国での技術サポート機能を兼ね備えた表面処理薬品の工場を早期に本格稼働させ、現地での技術サービス体制を強化してまいります。

② 海外市場でのさらなる成長

市場拡大が見込まれ当社グループがすでに進出しているインドにおいて、新たな需要の獲得を目指すべく、営業体制の強化を図ってまいります。また、これまで拠点のない欧州においては、グローバルサプライヤーとしての地位を築くことを目的に、拠点設置に向けて検討を行ってまいります。

③ 次世代技術開発と早期市場投入

表面処理用薬品の主要市場の一つであるプリント配線板業界は、技術革新のテンポが非常に速く、常に次世代技術の動向を注視し、市場の要求に応えた製品を提供できるよう開発に取り組んでいかねばなりません。これらの要求に対応する表面処理薬品のトップランナーとして、主力製品のさらなる改良・強化に努め、次世代技術として注目される5G（第5世代移動通信システム）や自動運転などに対応した製品を早期に開発し、市場定着させることが重要な課題となります。

④ 攻めの装置事業

当社グループの設立以来の考え方である「装置と薬品の一体販売」に基づき、薬品の研究開発に装置部門が参画することで、薬品だけでは達成できない技術的課題を装置機構の側面から検証し、最高のパフォーマンスを提供する差別化された装置を投入してまいります。また、装置導入顧客へのサポートの一環として、メンテナンス事業を強化し、顧客満足度向上につなげ、サポートを通じた新規案件の発掘を行ってまいります。

⑤ 新市場・新分野への挑戦

当社グループは、近年プラズマ技術を利用したプリント配線板洗浄装置、太陽光発電等の環境関連装置、ワイン等の分野に進出し、経営の多角化を図っております。営業面、技術面の強化を図り、コア事業である薬品と装置に次ぐ第3の柱として、安定的に利益を創出できる事業へ成長させることが重要な課題となります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業	内容
薬品事業	国内・海外市場における表面処理薬品および関連資材の製造・販売
装置事業	国内・海外市場における表面処理装置、プラズマ技術を利用したプリント配線板洗浄装置、太陽光発電装置の製造・販売、太陽光発電による売電等

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都台東区
工 場	新潟県上越市
研 究 所	神奈川県川崎市麻生区
支 店	大阪支店：大阪府東大阪市、名古屋支店：愛知県名古屋市北区
営 業 所	九州営業所：福岡県福岡市博多区

② 子会社

J C U (上 海) 貿 易 有 限 公 司	中国 上海市
J C U (T H A I L A N D) C O . , L T D .	タイ チョンブリ県
台 湾 J C U 股 份 有 限 公 司	台湾 桃園市
J C U V I E T N A M C O R P O R A T I O N	ベトナム ハナム市
J C U K O R E A C O R P O R A T I O N	韓国 京畿道 安養市
J C U (深 圳) 貿 易 有 限 公 司	中国 広東省 深圳市
P T . J C U I n d o n e s i a	インドネシア ブカシ市
J C U 科 技 (深 圳) 有 限 公 司	中国 広東省 深圳市
J C U A M E R I C A , S . A . D E C . V .	メキシコ ハリスコ州
J C U I N T E R N A T I O N A L , I N C .	アメリカ ミシガン州
J C U C H E M I C A L S I N D I A P V T . L T D .	インド ベンガルール市
櫻 麓 泉 (上 海) 国 際 貿 易 有 限 公 司	中国 上海市
J C U 表 面 技 術 (湖 北) 有 限 公 司	中国 湖北省 仙桃市
株 式 会 社 そ ら ぶ ち フ ァ ー ム	日本 北海道 滝川市

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
薬品事業	501名 (12名)	5名増 (1名減)
装置事業	35名 (0名)	2名増 (0名)
その他	8名 (0名)	2名増 (0名)
全社 (共通)	36名 (0名)	0名 (2名減)
合計	580名 (12名)	9名増 (3名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
257名 (12名)	2名増 (3名減)	42.7歳	13.7年

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
薬品事業	186名 (12名)	0名 (1名減)
装置事業	35名 (0名)	2名増 (0名)
その他	0名 (0名)	0名 (0名)
全社 (共通)	36名 (0名)	0名 (2名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

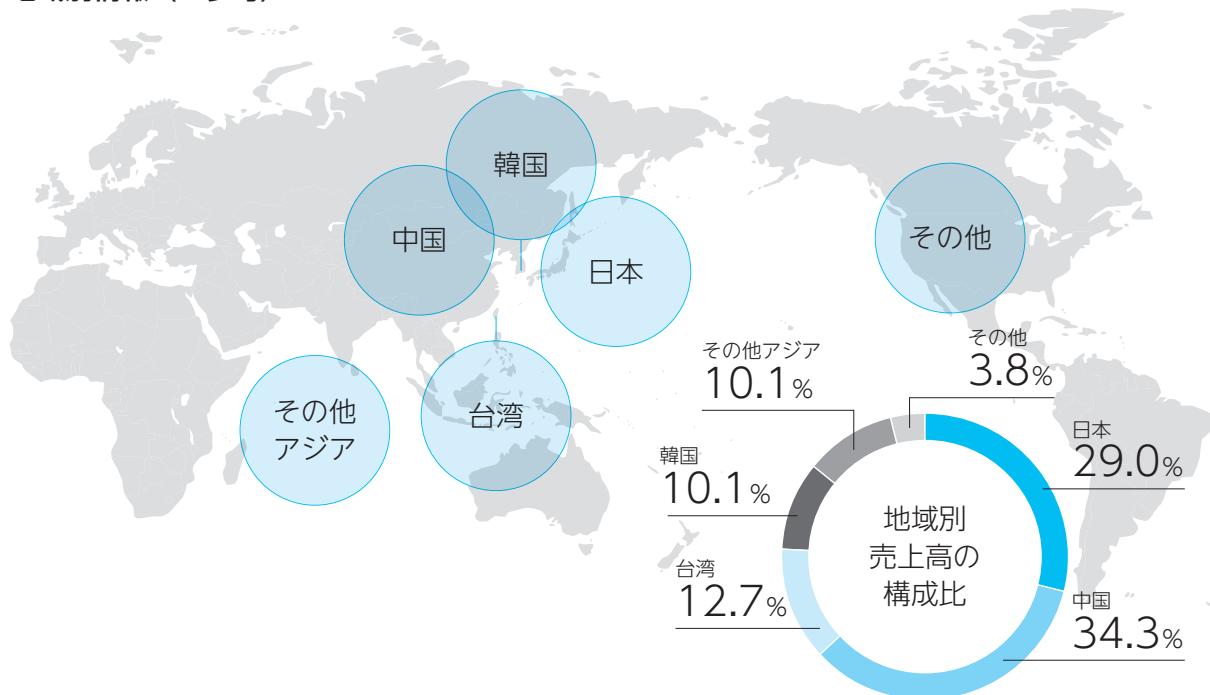
借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	422,403 千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	327,865 千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	278,854 千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	105,204 千円
メ キ シ コ み ず ほ 銀 行	76,775 千円

(注) 2020年3月31日現在の借入額上位5行の金融機関を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

地域別情報 (ご参考)



地域別の売上高／従業員数

地域	売上高 (百万円)	前期比 (百万円)	従業員数	地域	売上高 (百万円)	前期比 (百万円)	従業員数
日本	6,467	△957	258名	中国	7,662	△111	147名
台湾	2,824	179	31名	韓国	2,260	△506	30名
その他アジア	2,253	△490	67名	その他	850	△660	47名

※ 売上高は百万円未満を切り捨てて表示しております。

※ 「その他アジア」は主にタイ、ベトナム、インドネシア、インドとなります。

※ 「その他」は主にメキシコ、米国となります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 77,568,000株
- ② 発行済株式の総数 27,856,115株
- ③ 株主数 5,181名
(前事業年度末比 6,317名減)

④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,150,081株	8.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,538,800	5.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,239,800	4.67
日本パーカラライジング株式会社	908,000	3.42
日本高純度化学株式会社	880,000	3.31
荏原実業株式会社	800,000	3.01
株式会社スイレイ	800,000	3.01
日本化学産業株式会社	744,000	2.80
神谷理研株式会社	640,000	2.41
栄電子工業株式会社	640,000	2.41

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (1,317,653株) を控除して計算しております。

3. 三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者から、2019年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、2019年5月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	966,000株	3.47%
合計	966,000	3.47

4. キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから、2019年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、2019年11月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)	1,837,300株	6.60%
合計	1,837,300	6.60

5. 野村證券株式会社及びその共同保有者から、2019年8月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、2019年8月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	310,918株	1.12%
ノムラ セキュリテーズ インターナショナル (NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL)	217,389	0.78
野村アセットマネジメント株式会社	666,400	2.39
合計	1,194,707	4.29

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	お ざわ けい じ 小 澤 恵 二	JCU (上海) 貿易有限公司董事長 台湾JCU股份有限公司董事長 JCU KOREA CORPORATION代表理事 JCU (深圳) 貿易有限公司董事長 櫻麓泉 (上海) 国際貿易有限公司董事長 JCU 表面技術 (湖北) 有限公司董事長
代表取締役社長兼COO	き むら まさ し 木 村 昌 志	JCU (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長 JCU VIETNAM CORPORATION代表取締役社長 PT. JCU Indonesia取締役社長 JCU CHEMICALS INDIA PVT.LTD.取締役社長
専務取締役 専務執行役員	たに の るい 谷 野 望	営業本部長
常務取締役 常務執行役員	おお もり あき ひさ 大 森 晃 久	総合研究所長 JCU INTERNATIONAL,INC.社長
常務取締役 常務執行役員	あらた たか のり 新 隆 徳	営業本部副本部長
取 締 役 常務執行役員	まつ もと じゅん いち 松 本 順 一	営業本部副本部長
取 締 役 常務執行役員	いけ がわ ひろ ふみ 池 側 浩 文	管理本部長
取 締 役	たか なか まさ ひこ 高 中 正 彦	高中法律事務所所長 T & Dアセットマネジメント株式会社社外取締役 一般社団法人日本法律家協会副会長
取 締 役	しげ た あつ し 重 田 敦 史	株式会社東武ホテルマネジメント代表取締役社長 仙台国際ホテル株式会社代表取締役社長
監 査 役 (常 勤)	なか ざわ たか し 中 澤 隆 司	
監 査 役	いち かわ みつる 市 川 充	リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社レナサイエンス社外取締役 東京都弁護士協同組合専務理事
監 査 役	かさ い せい し 笠 井 成 志	
監 査 役	かわ とう こ ちゅう 河 藤 小 百合	河藤公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役高中正彦氏および取締役重田敦史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役市川充氏、監査役笠井成志氏および監査役河藤小百合氏は、社外監査役であります。
3. 監査役笠井成志氏は、永年の事業会社における業務経験および経営に関与された経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役河藤小百合氏は、公認会計士として監査法人での長年の勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 池側浩文氏および重田敦史氏は、2019年6月26日新たに取締役に就任いたしました。河藤小百合氏は、2019年6月26日新たに監査役に就任いたしました。また当事業年度中に以下の取締役および監査役の退任がありました。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
君塚亮一	2019年6月26日	任期満了	取締役副会長
藤木保彦	2019年6月26日	任期満了	取締役
重田敦史	2019年6月26日	辞任	監査役 株式会社東武ホテルマネジメント代表取締役社長 仙台国際ホテル株式会社代表取締役社長 東京建物不動産販売株式会社社外監査役

6. 取締役高中正彦氏、重田敦史氏、監査役市川充氏、笠井成志氏および河藤小百合氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 取締役を兼務していない執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。
- | | | |
|------|------|--------------------|
| 執行役員 | 萩原秀樹 | JCU（深圳）貿易有限公司総経理 |
| 執行役員 | 鈴木智雄 | JCU（上海）貿易有限公司総経理 |
| 執行役員 | 今井豊一 | JCU表面技術（湖北）有限公司総経理 |
| 執行役員 | 井上洋二 | 経営戦略室長 |
| 執行役員 | 大野晃宜 | 総合研究所副所長 |
| 執行役員 | 富田則之 | 営業本部副本部長 |
| 執行役員 | 荒明文彦 | 生産本部長 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額
イ. 取締役および監査役の当期に係る報酬の総額

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	退職慰労金	
取締役	260,862	232,995	27,867	-	-	11
うち社外取締役	12,150	12,150	-	-	-	3
監査役	38,400	38,400	-	-	-	5
うち社外監査役	16,200	16,200	-	-	-	4
合計	299,262	271,395	27,867	-	-	16

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、上記のほか使用人兼務取締役の使用人分給与として取締役2名に対し総額31,995千円が支払われております。

ロ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役会規程に基づき、会社および個人の業績、責任の実態、従業員給与および賞与とのバランス、世間水準等を考慮して行うことを基本方針としており、この方針は取締役会の決議および監査役の協議によって定めております。

上記の方針に基づき、個々の取締役の報酬額につきましては、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において代表取締役会長兼CEOに一任する旨取締役会にて決議しております。ただし、取締役（社外取締役を除く）の報酬額については、上記の方針に基づき作成した内規で定める計算式を踏まえ、前年度業績、各取締役の自己評価を踏まえた代表取締役会長兼CEO・代表取締役社長兼COOによる成果査定を加味しております。概ね9割程度を金銭報酬（5割程度を基本報酬、4割程度を前年度業績・成果査定により算出）とし、1割程度を株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価情報および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬としております。

個々の監査役の報酬額につきましては、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額500,000千円以内(うち社外取締役分40,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第46回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

また、2017年6月28日開催の第57回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、現行の取締役の報酬総額（年額500,000千円）の範囲内にて、年額50,000千円以内と設定しております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高中正彦氏は、高中法律事務所所長および一般社団法人日本法律家協会副会長であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役重田敦史氏は、株式会社東武ホテルマネジメント代表取締役社長および仙台国際ホテル株式会社代表取締役社長であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役市川充氏は、リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士および東京都弁護士協同組合専務理事であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役河藤小百合氏は、河藤公認会計士事務所代表であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高中正彦氏は、T & Dアセットマネジメント株式会社社外取締役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役市川充氏は、株式会社レナサイエンス社外取締役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 <small>たか なか まさ ひこ</small> 高 中 正 彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 <small>しげ た あつ し</small> 重 田 敦 史	当事業年度に開催された監査役会4回のうち4回に監査役として出席し、監査役在任時も含め取締役会17回のうち17回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に企業経営の経験からの発言を行っております。
監査役 <small>いち かわ みつる</small> 市 川 充	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 <small>かさ い せい し</small> 笠 井 成 志	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に企業経営の経験からの発言を行っております。
監査役 <small>かわ とう こ ゆり</small> 河 藤 小百合	社外監査役就任後に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 35,050千円

当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 37,426千円

その他の財産上の利益の合計額

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の前期監査実績の分析・評価を行うとともに、今期の監査方針および計画の評価を行った結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JCU(上海)貿易有限公司、JCU (THAILAND) CO.,LTD.、台湾JCU股份有限公司、JCU KOREA CORPORATION、JCU VIETNAM CORPORATION、JCU(深圳)貿易有限公司、PT. JCU Indonesia、JCU AMERICA, S.A. DE C.V.、JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD.、JCU表面技術(湖北)有限公司、櫻麓泉(上海)国際貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言及び情報提供等を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、「企業理念」と「行動基準」を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. 代表取締役会長兼CEOがコンプライアンスに関する総括責任者となり、法務・CSR部がコンプライアンス体制の推進および問題点の把握に努める。
 - ハ. 事業活動または取締役および従業員等に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに相談・通報する窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部および外部通報制度を整備する。
 - ニ. 法務・CSR部は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - ホ. 社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、所轄官庁および関連団体と協力し毅然とした態度をもってその排除に努める。また、不当要求が発生した場合の対応統括部署は総務部とし、警察、弁護士等とも連携して対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存および管理する。
 - ロ. 取締役または監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 代表取締役社長兼COOがリスク管理に関する総括責任者となり、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備に努める。
 - ロ. 事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクに対し、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ハ. 法務・CSR部は、リスクの管理状況を監査する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。
 - ロ. 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定する。
 - ハ. 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社の「企業理念」と「行動基準」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行う。
 - ロ. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から適宜報告等を受け、また子会社業務が効率的に行われるよう適切な管理を行う。
 - ハ. 法務・CSR部は、「内部監査規程」に基づき、子会社のリスク管理の状況等子会社に対する内部監査を行う。
- ⑥ 監査役を補助する使用人の体制およびその補助する使用人の独立性の確保ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保
 - イ. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを要請したときは、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助する使用人を置くとともに必要な協力を行う。
 - ロ. 監査役を補助する使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。
 - ハ. 当該使用人の人事評価は監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 当社および子会社の取締役および使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項および違法行為や不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、「内部および外部通報管理規程」に基づく方法等により、当社の監査役に報告する。
 - ロ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な報告を受ける体制をとる。
 - ハ. 当社および子会社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
 - ロ. 法務・CSR部は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても、定期的および必要に応じて行い、相互の連携を図る。
 - ハ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ニ. 監査役は、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
- ⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
 - イ. 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、代表取締役会長兼CEOが総括責任者となり、法務・CSR部が当社グループの内部統制体制を強化する。
 - ロ. 構築された内部統制体制の適切な運用により、有効かつ正当な評価を受けうる財務報告を行う。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み等

当社は、企業理念のもと、当社および子会社の役員および従業員が企業活動を行う上での行動のあり方やその判断基準を「行動基準」として定めています。この行動基準は、当社が法令を遵守するだけでなく、良識ある企業活動を行い、社会的責任を果たせるような内容となっております。この行動基準の周知徹底については、法務・CSR部が中心となって推進しております。

また、当社は、コンプライアンスに関する取締役会の補助機関として、代表取締役会長兼CEOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の徹底を図っています。コンプライアンス委員会のもと、法務・CSR部は、コンプライアンス委員会の事務局として、各部門において任命されたコンプライアンス管理推進者とともに、当社および子会社の法令遵守の状況の確認、法令改正情報の収集およびコンプライアンスに関する啓発活動を行っています。さらに、法令違反等がある場合に、これを早期発見かつ是正するため、「内部および外部通報管理規程」を制定し、信頼ある外部の弁護士事務所にその通報窓口になっていただいております。通報窓口である弁護士事務所から連絡があり次第、常勤監査役が調査チームを編成するなどして調査を行ったうえで、早

期に解決する体制となっております。

加えて、法務・CSR部は、内部統制の基本方針に従って、企業グループの内部統制の整備および運用状況の確認を行いました。

② リスク管理に関する取り組み等

経営目標の達成と事業活動に重大な影響をおよぼすリスクが顕在化した場合にその被害・損害を最小限に抑えるため、当社は、取締役会のもとに代表取締役社長兼COOを委員長とするリスク管理委員会を設置し、以下のイ～ハの流れで、リスクの把握と低減に努めております。

イ. 各部門から任命されたリスク管理推進者とリスク管理委員会事務局の法務・CSR部が、全部門の協力を得ながら、リスクの洗い出しを行い、その低減策をリスク管理委員会へ報告・提案する。

ロ. リスク管理委員会が報告・提案されたリスクおよびその低減策について検討し、最終的な当社のリスクおよびその低減策を決定する。

ハ. 対象とされた部門が決定されたリスク低減策を実施する。

また、期中新たに発見されたリスクについては、ただちにその低減策をリスク管理委員会にて検討し、対策を推進しております。

なお、事業継続マネジメント（BCM）については、リスク管理委員会の下部組織としてBCM部会を設置しております。同部会においては、緊急事態が発生した際にも事業を継続し、顧客への影響を最小限に抑えるため、事業継続計画を立案し、訓練も行うなどして、不測の事態に備えております。

③ 子会社管理に関する取り組み等

当社は、従前より、当社同様子会社の行動規範として、「企業理念」と「行動基準」を定め、コンプライアンスを推進しています。

加えて、法務・CSR部は、期首に策定した内部監査年間実施予定表に基づき、重要な子会社における監査テーマを決め、内部監査を実施しました。

④ 取締役会による監督に関する取り組み等

当社の取締役会は、社外取締役2名を加えた取締役9名の体制にて、定例取締役会および臨時取締役会を開催し、法令または定款その他社内規程に定められた事項を決議するとともに、取締役の職務執行等に関する法令および定款等への適合性、ならびに合理的な経営判断に基づく業務執行の妥当性について監督を行いました。

また、執行役員等を中心に毎月1回開催される執行役員会には取締役が適宜参加しております。

⑤ 監査役監査に関する取り組み等

当社の監査役会は監査役4名であり、うち社外監査役が3名となります。本年度は監査役4名で構成される監査役会を18回開催しました。

当社における監査役監査は、監査役会で決定した監査計画に沿って実施致しました。

監査計画の重点監査方針は次の通りです。

- ① 内部統制システムの整備・運用状況の監査
- ② 会計監査人、関連部署と連携した実効性のある監査
- ③ 海外子会社の監査
- ④ 新規分野の監査

イ. 監査活動の概要

- ・ 監査役会は、基本的に月次取締役会開催時に実施する他、会計監査人との四半期レビュー報告会、その他必要に応じ開催しております。
- ・ 取締役会の他に、執行役員会へも全員で出席し、業務上の重要案件等を把握すると共に、業務執行上の懸案事項の有無等を把握しております。
- ・ 海外子会社、国内事業所への往査を実施し、法令遵守、業務効率、財務報告の信頼性及び資産の保全等、適法性及び妥当性の両面からの監査を実施し、公正かつ客観的立場で改善のための提言等を実施しております。
- ・ 常勤監査役は、開発会議、全体営業会議、コンプライアンス委員会、及びリスク管理委員会等にも参加し、社内の動向を把握すると共に、社外監査役及び社外取締役と情報を共有し不測の事態に対応できる様、備えております。
- ・ 監査役会として代表取締役の他、各取締役とも定期面談を実施しております。
- ・ 内部統制システムの整備・運用状況の監査については、内部監査課と連携し対応しております。
- ・ 会計監査人からの四半期レビュー報告及び意見交換等も定期的を実施しており、必要に応じ内部監査課との連携を図り、対応しております。

ロ. 監査役会での決議、報告、審議・協議等について

- ・ 決議事項：監査役監査基準改定、監査役監査方針・監査計画、監査役選任議案の同意、会計監査人の再任等
- ・ 報告事項：月次りん議決裁事項、社内組織変更及びキーマンの異動等に関する情報、事故情報他
- ・ 審議・協議事項：働き方改革に関連する社内対応、監査上の主要な検討事項(KAM)対応に関する事前準備、執行役員会運営方法への提案、内部・外部通報窓口の改編に関する改善策、会計監査人の評価及び再任・不再任、監査報告書他

4 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりです。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付行為や買付提案に応じるか否かの最終判断は、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付提案の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

そのため、当社取締役会は、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合は、当該大規模な買付等を行う者に買付の条件ならびに買付後の経営方針および事業計画等に関する必要かつ十分な情報を提供させて、当社取締役会の意見または代替案を含めて、大規模な買付行為や買付提案の内容を検討するために必要な情報や十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、下記①の企業理念を掲げ、下記②

の中期経営計画を実践しております。また、これらと並行して、下記③のとおり、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

① 企業理念

当社は、1968年の設立以来、表面処理総合メーカーのリーディングカンパニーを目指し、常に時代の要求に即した研究開発を行い、「薬品と装置」の総合技術によって、めっき工程全般を考慮したお客様の立場に立った提案を続けることで、独自の地位を築いてまいりました。2003年9月には、株式会社荏原製作所と米国エンソン社との技術提携契約および合弁契約をMBO方式により清算し経営的独立を実現いたしました。これによって世界市場へ自由に参入することが可能となり、以来積極的な海外展開を押し進めてきております。

2018年に設立50周年を迎えるにあたり、新・企業理念”表面処理技術から未来を創造する”を制定いたしました。私たちは、創業以来、装飾・防錆めっき技術から発展した様々な表面処理技術の提供で、自動車、エレクトロニクスなどの産業の成長を支えてきました。これからも、長年培った知見と研究・開発力で、新たな表面処理技術を追究し、ものづくりを支え、世界中の人々の豊かな生活に貢献します。

なお、これらを実現していくための精神・考え方・姿勢として、従来の企業理念である「熱と誠」の位置づけを変更し、「JCUスピリット」といたしました。当社全ての役員・従業員は、物事に対しては常に「情熱」をもって当り、人に対しては「誠心誠意」を尽くす、すなわち「熱と誠」の精神をもって日々の仕事に取り組みます。

② 中期経営計画

当社は、2018年に設立50周年を迎え、収益性・事業効率の向上を意識して次の50年に向けた経営基盤の構築を目指す中期経営計画「Next 50 Innovation」を策定いたしました。中期経営計画策定の基本方針は、次のとおりであります。

- イ. 薬品事業の競争力強化
- ロ. 海外市場でのさらなる成長
- ハ. 次世代技術開発と早期市場投入
- ニ. 攻めの装置事業
- ホ. 新市場・新分野への挑戦
- ヘ. 経営基盤の整備と意識改革

これらの基本方針に沿って、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社では、法令その他の規範の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、

変動する社会情勢および経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって、企業価値を高めることを経営上の重要な課題としております。その実現のために、株主の皆様、お客様、従業員、お取引先様、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、企業規模の拡大に伴い、企業統治に必要な諸機能を一層強化、改善、整備しながら、コーポレート・ガバナンスの強化充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、リスクを未然に防止する社内体制システムを構築し、併せて適時に適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況について監督を行う機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。取締役会は社外取締役2名を含む9名の取締役で構成されております。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、業務執行についての適法性、妥当性の監査を行っております。さらに意思決定機関を強化するものとして経営会議（2018年12月より執行役員会に改称）を設置しております。加えて執行役員制度を導入しており、業務執行の迅速化と柔軟な業務執行体制を構築しております。

なお、企業の社会的責任の重要性を認識し、社会の持続可能な発展に貢献するために、4つのCSR方針を定めました。

- イ. 研究開発型企業として、よりよい製品・サービスを提供し続けます。
 - ロ. 法令や社会ルールを遵守し、それらを超える社会的な要請にも取り組みます。
 - ハ. ステークホルダーと適切なコミュニケーションを図り、信頼関係の維持に努めます。
- 二. 経営の透明性を高め、社内の風通しをよくし、公明正大な企業活動を行います。

また、コンプライアンスに関する倫理規範として「行動基準」を定め、周知徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。また、内部および外部通報制度についても体制を構築し運用しております。

当社は、引き続き上記諸施策の推進により、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図り、さらなる当社の企業価値、株主共同の利益の確保・向上に繋げてまいります。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・従業員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2017年5月26日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決議し、2017年6月28日開催の第57回定時株主総会において、株主のご承認をいただいております。（以下「本プラン」といいます。）

その概要は以下のとおりです。

① 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）または、株主が対抗措置を発動することの可否について検討する期間（以下「株主検討期間」といいます。）を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主検討期間を設定し、当該期間に株主総会を開催し、株主の意思を確認させていただく場合がございます。

④ 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置いたしました。対抗措置をと

る場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとし、

⑤ 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2020年6月30日までに開催予定の第60回定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとし、

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jcu-i.com/>) に掲載しております。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1 - 5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

③ 株主意思を反映するものであること

本プランは、2017年6月28日開催の第57回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続しており、株主の皆様の意思が反映されております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤ デッドハンド型買収防衛策およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(※) 本プランの有効期限は、2020年6月25日開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、2020年5月8日開催の取締役会において、この有効期限をもって本プランを継続しないことを決議しました。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、資本政策の基本方針を次のとおり決定しております。

- ・ 持続的に株主価値を高め、中長期的にROE 20%の維持を目標とする。
- ・ 持続的な成長を達成するため手元流動性を確保し、安定した財務基盤を維持しつつ、成長投資を継続する。
- ・ 安定増配基調継続を目指し、配当性向は25%を目安とする。

また、当社は原則として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

剰余金の配当の決定機関は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めているため、取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり48.50円(うち中間配当金23.50円)とさせていただきます。

~~~~~  
(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>24,249,283</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>5,773,947</b>  |
| 現金及び預金                 | 12,929,727        | 支払手形及び買掛金              | 1,196,470         |
| 受取手形及び売掛金              | 8,282,863         | 電子記録債権                 | 976,582           |
| 商品及び製品                 | 1,563,924         | 短期借入金                  | 98,738            |
| 仕掛品                    | 58,190            | 一年内返済予定長期借入金           | 441,528           |
| 原材料及び貯蔵品               | 454,653           | リース債務                  | 11,716            |
| その他                    | 1,138,508         | 未払法人税等                 | 807,338           |
| 貸倒引当金                  | △178,584          | 賞与引当金                  | 419,314           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>8,790,389</b>  | 前受金                    | 108,266           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,635,922</b>  | その他                    | 1,713,992         |
| 建物及び構築物                | 3,410,259         | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,938,443</b>  |
| 機械装置及び運搬具              | 590,305           | 長期借入金                  | 706,678           |
| 工具器具備品                 | 475,603           | リース債務                  | 87,922            |
| 土地                     | 522,824           | 退職給付に係る負債              | 67,233            |
| リース資産                  | 65,927            | 繰延税金負債                 | 28,038            |
| 建設仮勘定                  | 571,003           | 資産除去債務                 | 242,321           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>40,537</b>     | その他                    | 806,249           |
| その他                    | 40,537            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>7,712,391</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,113,928</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| 投資有価証券                 | 1,916,422         | 株 主 資 本                | 25,244,952        |
| 繰延税金資産                 | 782,095           | 資 本 金                  | 1,220,259         |
| その他                    | 415,410           | 資 本 剰 余 金              | 1,172,720         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>33,039,673</b> | 利 益 剰 余 金              | 25,851,911        |
|                        |                   | 自 己 株 式                | △2,999,938        |
|                        |                   | その他の包括利益累計額            | 69,758            |
|                        |                   | その他有価証券評価差額金           | 83,987            |
|                        |                   | 為替換算調整勘定               | △14,229           |
|                        |                   | 非支配株主持分                | 12,570            |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>25,327,281</b> |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>33,039,673</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科      | 目      | 金      | 額          |
|--------|--------|--------|------------|
| 売上     | 高価     |        | 22,319,828 |
| 売上     | 原価     |        | 8,900,567  |
| 販売費    | 総一般管理費 |        | 13,419,260 |
| 及び     | 利益     |        | 7,122,145  |
| 営業     | 利益     |        | 6,297,115  |
| 営業     | 外収     |        | 214,577    |
| 受取     | 利息     | 及び     | 122,465    |
| 助成     | 金      | 配当     | 34,005     |
| 受取     | の      | 家賃     | 41,165     |
| その他    |        |        | 16,940     |
| 営業     | 外      | 費用     | 271,006    |
| 支為     | 払替     | 利差     | 13,573     |
| 持分     | に      | 投資     | 107,524    |
| 自己     | 株式     | 取得     | 86,004     |
| その他    | の      | 費用     | 39,360     |
| 経常     | 利益     |        | 24,543     |
| 特別     | 利益     |        | 6,240,685  |
| 持分     | 変動     | 利益     | 30,380     |
| 固定     | 資産     | 売却     | 412        |
| 投資     | 有価     | 証券     | 758        |
| 売却     |        | 売却     | 29,209     |
| 特別     | 損失     |        | 31,581     |
| 固定     | 資産     | 売却     | 317        |
| 固定     | 資産     | 除却     | 15,101     |
| 減損     | 損      | 損      | 16,162     |
| 税金     | 等調整    | 前当期純利益 | 6,239,485  |
| 法人税    | 、住民税   | 及び     | 1,786,550  |
| 法人税    | 等調整    | 額      | 36,903     |
| 当期     | 純利益    |        | 4,416,031  |
| 非支配株主に | 帰属する   | 当期純利益  | 21         |
| 親会社株主に | 帰属する   | 当期純利益  | 4,416,010  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                |                   |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>12,887,033</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>3,655,379</b>  |
| 現金及び預金                 | 4,263,999         | 支払手形                   | 30,236            |
| 受取手形                   | 898,402           | 電子記録債権                 | 976,582           |
| 売掛金                    | 3,602,948         | 買掛金                    | 594,777           |
| 商品及び製品                 | 382,394           | 一年内返済予定長期借入金           | 441,528           |
| 仕掛品                    | 56,898            | リース債権                  | 11,594            |
| 原材料及び貯蔵品               | 301,696           | 未払金                    | 602,949           |
| 前渡金                    | 243,476           | 未払費用                   | 119,103           |
| 前払費用                   | 38,718            | 未払法人税等                 | 260,799           |
| 未収入金                   | 3,024,367         | 前受り金                   | 101,697           |
| その他の金                  | 77,077            | 預り金                    | 33,099            |
| 貸倒引当金                  | △2,946            | 賞与引当金                  | 418,199           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>11,656,496</b> | <b>そ の 他</b>           | <b>64,811</b>     |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,311,630</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,813,007</b>  |
| 建物                     | 1,181,456         | 長期借入金                  | 706,678           |
| 構築物                    | 17,332            | リース債権                  | 87,841            |
| 機械装置                   | 340,739           | 資産除去債                  | 212,238           |
| 車両運搬具                  | 1,008             | 長期未払金                  | 806,249           |
| 工具器具備品                 | 170,565           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>5,468,387</b>  |
| 土地                     | 522,824           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| リース資産                  | 65,751            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>18,991,630</b> |
| 建設仮勘定                  | 11,952            | 資本                     | 1,220,259         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>30,842</b>     | 資本剰余金                  | 1,172,894         |
| 特許権                    | 4,148             | 利益剰余金                  | 19,598,415        |
| ソフトウェア                 | 26,693            | 利益剰余金                  | 50,000            |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>9,314,024</b>  | その他の利益剰余金              | 19,548,415        |
| 投資有価証券                 | 1,175,391         | 投資損失準備金                | 75,275            |
| 関係会社株                  | 3,328,849         | 特別償却準備金                | 64,425            |
| 関係会社出資金                | 1,200             | 特別積立金                  | 272,238           |
| 長期前払費用                 | 4,194,417         | 別途積立金                  | 11,500,000        |
| 繰延税金資産                 | 12,220            | 繰越利益剰余金                | 7,636,476         |
| 差入敷金・保証金               | 423,449           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△2,999,938</b> |
| その他の                   | 126,665           | 評価・換算差額等               | 83,511            |
|                        | 51,830            | その他の有価証券評価差額金          | 83,511            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>24,543,529</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>19,075,142</b> |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>24,543,529</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額        |
|------------------|------------|
| 売上高              | 12,214,811 |
| 売上原価             | 6,426,241  |
| 売上総利益            | 5,788,570  |
| 販売費及び一般管理費       | 4,472,825  |
| 営業利益             | 1,315,744  |
| 営業外収益            | 2,743,454  |
| 受取利息及び配当金<br>その他 | 2,739,172  |
| 4,281            |            |
| 営業外費用            | 130,608    |
| 支払利息             | 8,351      |
| 自己株式取得費用         | 39,360     |
| 為替差損             | 62,694     |
| その他              | 20,201     |
| 経常利益             | 3,928,590  |
| 特別利益             | 29,288     |
| 固定資産売却益          | 78         |
| 投資有価証券売却益        | 29,209     |
| 特別損失             | 10,037     |
| 固定資産除却損          | 10,037     |
| 税引前当期純利益         | 3,947,842  |
| 法人税、住民税及び事業税     | 523,664    |
| 法人税等調整額          | 87,146     |
| 当期純利益            | 3,337,030  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社 J C U  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 暁之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大島 崇行 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J C Uの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J C U及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社 J C U  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 暁之 ㊤  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大島 崇行 ㊤  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J C U の2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

|         |       |   |  |  |
|---------|-------|---|--|--|
| 株式会社JCU | 監査役会  |   |  |  |
| 常勤監査役   | 中澤隆司  | Ⓢ |  |  |
| 社外監査役   | 市川充   | Ⓢ |  |  |
| 社外監査役   | 笠井成志  | Ⓢ |  |  |
| 社外監査役   | 河藤小百合 | Ⓢ |  |  |

以上



## 3価クロムめっきプロセス

### クロムめっきプロセスとは？

クロムめっきプロセスは、素材表面をめっき加工する際、銅めっき、ニッケルめっきに続く最終めっき工程です。クロムは銀白色の金属で光沢があり、固く、錆びない性質を持ち、フロントグリル、エンブレム、ドアハンドルといった自動車部品などのめっき仕上げ工程に幅広く採用されています。また、性能やコスト性に優れることから、6価クロムの使用が主流となっています。

クロムめっきを施した  
自動車のドアハンドル



### クロムめっき処理工程

#### 前処理

樹脂表面を粗くしたり、  
触媒を付与したりする工程

#### ニッケルめっき

光沢を出し、腐食など  
材質劣化を抑える工程

#### クロムめっき

色合いや耐久性を  
向上させる最終工程

### 6価クロムとは？

6価クロムとは酸化数が6のクロムで、通常自然界には存在しません。強い酸化作用があり、めっき加工の作業時に発生するミストが皮膚や粘膜に付着することで皮膚炎・腫瘍の発生や、排水による土壤汚染の危険性があるとされています。欧州連合(EU)では既に6価クロムの使用に制限を設けており、特に近年は地球環境への関心の高まりから技術の代替が促され、各めっき薬品メーカーが開発を進めています。当社はその解決策として、**6価クロムの代わりに3価クロムを使用するめっきプロセスを開発し、製造・販売**しています。

### 3価クロムとは？

3価クロムは元々土中に存在する元素で、人体に必須な栄養素の一つです。ピコリン酸クロムとして、血糖値の低下や減量効果を期待するサプリメントにも含まれています。安定した物質であり、環境に害を与えることもありません。

#### 3価クロムめっきプロセスの特徴は？

- 1 6価クロムを含有しない、環境に優しいめっきプロセスである。
- 2 美しい光沢外観を有し、クロム膜の付きまわり性と均一性に優れている。
- 3 白銀色から深い黒銀色まで、デザインにより色調の調整が可能である。



白銀色



黒銀色



黒増し

### おわりに

当社は中期経営計画(2019年3月期～2021年3月期)で、薬品売上高に占める新製品売上高比率10%以上を目標に掲げております。今回紹介しました3価クロムめっきプロセスを含め、環境に対応した新製品の市場投入を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 株主総会会場 ご案内図

開催場所

TIXTOWER UENO 16階

〒110-0015

東京都台東区東上野四丁目8番1号

電話番号 03-6895-7001 (代表) FAX番号 03-6895-7021 (代表)

会場までのアクセス



## 交通

JR 各線 上野駅 入谷口 徒歩約2分

東京メトロ 銀座線 日比谷線 上野駅 1番出口 徒歩約3分

※駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



当ビル1Fにコンビニエンスストアがございます。



株式会社 JCU

J C U 検索

<https://www.jcu-i.com/>

